西都市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、西都市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（令和８年西都市条例第１号。以下「条例」という。）の施行に関し、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（特例許可の申請等）

第２条　条例第８条第２項の規定による特例許可の申請は、建築物特例許可申請書（様式第１号）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて行うものとする。特例許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

⑴　建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第１条の３第１項の表１に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、２面以上の立面図及び２面以上の断面図

⑵　申請理由書（様式第２号）

⑶　工場調書（様式第３号。当該申請に係る建築物が工場の用途に供するものである場合に限る。）

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　条例第10条において準用する条例第８条第２項の規定による特例許可の申請は、工作物特例許可申請書（様式第４号）の正本及び副本に、それぞれ前項第１号、第２号及び第４号に掲げる図書を添えて行うものとする。

３　市長は、前２項の申請があったときは、その内容を審査の上、特例許可の可否を決定し、その旨を許可（不許可）通知書（様式第５号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（特例許可の取消し）

第３条　市長は、条例第９条の規定により特例許可を取り消したときは、特例許可取消通知書（様式第６号）により、当該特例許可を受けた建築物又は工作物の所有者、管理者又は占有者に通知するものとする。

（その他）

第４条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和８年７月１日から施行する。